

消費税軽減税率制度説明会を開催します

請求書等の記載方法は？

事業者のみなさん！ 準備は進んでいますか？

対策補助金がでるの？

平成31年10月1日から、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、全ての事業者の方に関係のある制度です。準備に向けた第一歩として、制度を知ることから始めませんか？

インボイス制度って何？

【日時】 平成31年4月10日(水)～平成31年6月19日(水)
毎週水曜日、①10:00～11:00 ②15:30～16:30

【会場】 東住吉税務署1階 第1会議室
(大阪市平野区平野西2-2-2)

※ 会場には駐車場はございません。公共交通機関等をご利用ください。

【講師】 東住吉税務署職員

※ どなたでもご参加いただけますが、参加を希望する場合はあらかじめご連絡をお願いします（事前登録制）。
なお、各税務署では、随時、軽減税率制度説明会を開催しています。
開催予定は、国税庁HPトップページのバナー

消費税軽減税率制度

共催：東住吉納税協会、東住吉税務署

をクリック

問合せ先	東住吉税務署	個人課税（第一）部門 法人課税（第一）部門
	TEL 06-6702-0001 (内線:個人 312 又は法人 451)	

※ お電話いただく際は、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

参加希望確認票（兼アンケート）

〔回答期限：4/3（水）〕

住 所 (納税地)	〒	電 話 番 号	(日中連絡可能な番号の記載をお願いします。) 事業所： () 携帯等： ()
ふりがな		ふりがな	
事業者名		代表者氏名	

参加希望の有無 (出席者数)		開 催 日	開 催 時 間
参加希望 の有無 (出席者数)	<input type="checkbox"/> 希望する (名)	<input type="checkbox"/> 4/10(水) <input type="checkbox"/> 4/17(水) <input type="checkbox"/> 4/24(水) <input type="checkbox"/> 5/8(水) <input type="checkbox"/> 5/15(水) <input type="checkbox"/> 5/22(水) <input type="checkbox"/> 5/29(水) <input type="checkbox"/> 6/5(水) <input type="checkbox"/> 6/12(水) <input type="checkbox"/> 6/19(水)	<input type="checkbox"/> 10:00~11:00 <input type="checkbox"/> 15:30~16:30
	<input type="checkbox"/> 希望 しない	<input type="checkbox"/> 既に説明会を受講したことがある <input type="checkbox"/> 軽減税率制度の概要を知っている <input type="checkbox"/> 日程の都合が付かない <input type="checkbox"/> その他 ()	

※ 参加希望する説明会の「開催日」及び「開催時間」に にチェックを入れてください。

✂ キリトリ線

裏面へ

アンケートにご協力をお願いします。

参加希望確認票（事業者様控え）

参加希望の有無 (出席者数)		開 催 日	開 催 時 間
参加希望 の有無 (出席者数)	<input type="checkbox"/> 希望する (名)	<input type="checkbox"/> 4/10(水) <input type="checkbox"/> 4/17(水) <input type="checkbox"/> 4/24(水) <input type="checkbox"/> 5/8(水) <input type="checkbox"/> 5/15(水) <input type="checkbox"/> 5/22(水) <input type="checkbox"/> 5/29(水) <input type="checkbox"/> 6/5(水) <input type="checkbox"/> 6/12(水) <input type="checkbox"/> 6/19(水)	<input type="checkbox"/> 10:00~11:00 <input type="checkbox"/> 15:30~16:30
	<input type="checkbox"/> 希望 しない	<input type="checkbox"/> 既に説明会を受講したことがある <input type="checkbox"/> 軽減税率制度の概要を知っている <input type="checkbox"/> 日程の都合が付かない <input type="checkbox"/> その他 ()	

(留意事項)

- 1 この説明会には、 にチェックいただいた日時で受講してください。
なお、席数に限りがありますので、希望者が多数の場合には別の日時で受講していただく場合がございます。その際には、3日前までに「日中可能な連絡先」に連絡させていただきます。
- 2 筆記用具をご持参ください。

○ 下記のアンケートにご協力をお願いします。

Q1 平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されることをご存知でしたか

- 1 知っていた 2 知らなかった

Q2 ①酒類・外食を除く飲食料品や②週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)が軽減税率(8%)の対象品目となることをご存知でしたか

- 1 知っていた 2 知らなかった

Q3 軽減税率の対象品目を販売している場合、①請求書やレシートに軽減税率の対象品目である旨の記載及び税率ごと(10%及び8%)の合計額の記載が必要なこと、②複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等が必要な場合があることをご存知でしたか

- 1 知っていた 2 知らなかった

Q4 複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があることをご存知でしたか

- 1 知っていた 2 知らなかった

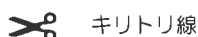
Q5 軽減税率の対象品目を購入した場合、帳簿に軽減税率の対象品目である旨を記載する必要があることをご存知でしたか

- 1 知っていた 2 知らなかった

Q6 平成35年(2023年)10月1日以降、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されることをご存知でしたか

- 1 知っていた 2 知らなかった

ご協力ありがとうございました。



キリトリ線

◆ ご不明な点等がありましたら、次の担当までご連絡ください。

担 当	東住吉税務署	連絡先 06 - 6702 - 0001
	個人課税第1部門(個人事業者の方) 法人課税第1部門(法人事業者の方)	※ 自動音声による番号案内が流れましたら、「2」を押してください。

この文書による行政指導の責任者は、東住吉税務署長です。

29年(2017年)~31年(2019年) 31年(2019年)~35年(2023年) 35年(2023年)~

準備期間 区分記載請求書等保存方式 インボイス制度

10月 10月

- 飲食料品・新聞を販売(売上げ)している
 - 販売商品が10%か8%かの確認
 - 請求書やレシートに軽減対象品目の記載及び税率ごと(10%及び8%)の合計額の記載
 - 複数税率に対応したレジ等の準備
- 飲食料品・新聞を購入(仕入れ)している
 - 購入商品の税率、請求金額に誤りがないか確認
 - 購入商品を10%と8%に区分して帳簿に記載